四 半 期 報 告 書

(第８期第１四半期)

自　平 成 20 年 ４ 月 １ 日
至　平 成 20 年 ６ 月 30 日

株式会社りそなホールディングス
RESONA

(E03610)

第８期第１四半期（自平成20年４月１日　至平成20年６月30日）

四　半　期　報　告　書

１　本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
1 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
2 【事業の内容】 …… 4
3 【関係会社の状況】 …… 4
4 【従業員の状況】 …… 4
第２ 【事業の状況】 …… 5
1 【生産、受注及び販売の状況】 …… 5
2 【経営上の重要な契約等】 …… 5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 …… 6
第３ 【設備の状況】 …… 19
第４ 【提出会社の状況】 …… 20
1 【株式等の状況】 …… 20
2 【株価の推移】 …… 52
3 【役員の状況】 …… 54
第５ 【経理の状況】 …… 55
1 【四半期連結財務諸表】 …… 56
2 【その他】 …… 67
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 68

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年８月14日
【四半期会計期間】	第８期第１四半期(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　　檜　垣　誠　司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目２番１号
【電話番号】	大阪(06)6268－7400(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長　　野　村　　眞
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目１番２号
【電話番号】	東京(03)3287－2131(代表)
【事務連絡者氏名】	東京本社財務部グループリーダー　　大　橋　寛　之
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 （東京都千代田区大手町一丁目１番２号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第１四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
		(自平成20年 ４月１日 至平成20年 ６月30日)	(自平成19年 ４月１日 至平成20年 ３月31日)
経常収益	百万円	262,167	1,114,441
うち信託報酬	百万円	6,453	41,380
経常利益	百万円	23,646	233,712
四半期純利益	百万円	81,642	―
当期純利益	百万円	―	302,818
純資産額	百万円	2,566,939	2,524,656
総資産額	百万円	39,652,310	39,916,171
１株当たり純資産額	円	△7,836.25	△13,711.01
１株当たり四半期純利益金額	円	7,164.72	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	23,690.06
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	円	3,699.98	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	―	16,401.22
自己資本比率	％	6.1	6.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	138,352	△1,153,782
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△451,764	589,524
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△45,350	396,337
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	795,038	1,153,744
従業員数	人	17,078	16,344
合算信託財産額	百万円	36,478,370	36,733,534

(注) １　当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
２　１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況」中、「１　四半期連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
３　自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4　従業員数は、就業人員数を表示しております。
5　合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。

2 【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年６月30日現在

従業員数(人)	17,078 [15,880]

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,899人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、［ ］内に当第１四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年６月30日現在

従業員数(人)	484 [22]

(注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他２社からの出向者です。
2 臨時従業員数は、［ ］内に当第１四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

２ 【経営上の重要な契約等】

（東京本社ビルの譲渡について）

当グループは、当社子会社のりそな銀行が所有し、当グループで使用している東京本社ビルについて、平成20年４月30日に譲渡契約を締結し、同日実施いたしました。

① 譲渡資産の概要

ビル名・竣工時期	りそな・マルハビル　昭和53年11月竣工
所在地	東京都千代田区大手町一丁目２番１他
敷地面積(※)	6,893.71㎡
延床面積(※)	74,379.30㎡(専有面積42,470.56㎡)
所有形態	(土地)　所有権　(持分割合100分の73)
	(建物)　区分所有権
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
決済方法	全額現金決済

※敷地面積、延床面積には、他の共有者・区分所有者の持分を含みます。

② 譲渡先の概要

法人名称	三菱地所株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目６番１号　大手町ビル
代表者	取締役社長　木村惠司

③ 譲渡日

平成20年４月30日

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当四半期連結会計期間の世界経済は、先進国を中心に減速の動きが広がりました。米国経済は減税効果から消費が拡大しましたが、雇用環境が悪化するなかで住宅投資の大幅な減少が続き、回復感に乏しいものとなりました。欧州経済は、食料品やエネルギー価格の上昇を受けて消費は弱めの動きとなり、輸出はユーロ高の影響で低調となりました。一方、アジア、中東、東欧等の新興諸国はインフレ率の上昇が重石となりましたが、総じて景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は、食料品価格、エネルギー価格高騰の影響等から減速しました。輸出は、新興国向けを中心に底堅く推移しました。設備投資は企業収益の減少から増勢は鈍化したものの、企業は能力増強投資に前向きであり堅調を維持しました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化はなく、一人当たりの賃金上昇率は鈍化し、雇用情勢も悪化傾向となりました。こうした環境のもとで、生活必需品の値上がり等から消費者マインドの弱い状況が継続し、個人消費は鈍化しました。国内企業物価は、国際商品価格高騰を背景に上昇傾向を強めました。消費者物価（全国、除く生鮮食品）は、食品や石油製品価格が上昇するなか前年比のプラス幅が拡大基調となりました。

金融資本市場に目を転じると、米国の金融システム対策を受けて欧米市場が落ち着きを取り戻したことで、株高・金利上昇・円安の動きとなりました。しかし、当四半期連結会計期間末にかけて原油価格が上昇基調を継続したことで世界景気の先行き不透明感が強まり、こうした流れが一服しました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は一時1.9%に迫る上昇を示しましたが、当四半期連結会計期間末には1.6%近辺まで低下しました。株式市場では日経平均が1万4500円を超える場面も見られましたが、1万3000円台に下落しました。円の対ドルレートは一旦108円台まで円安が進行したものの、106円台に揺り戻しとなりました。一方、短期金利は、日本銀行が金融政策の運営方針について特定の方向性を持つことは適当ではないとしたことから、概ね横ばい圏での推移となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、平成15年11月に「りそな再生のための集中再生期間における計画」（HOPのための計画）を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。翌平成16年11月には、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける計画（STEPのための計画）を策定・公表し、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」を重点課題として様々な改革に取組んでまいりました。

さらに、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成18年11月に「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける計画として、平成22年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」（JUMPのための計画）を公表し、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

・アライアンスの拡充

強みのある５大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化（証券、ＩＰＯ支援、国際業務等）、利便性向上（クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等）、品揃え充実（投資信託、住宅ローン等）を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

・サービス改革の追求

当グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。りそな信託銀行については、企業年金に強みを持つ機能特化型の銀行として、グループ商業銀行との更なる連携強化に取組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行ってまいります。

(業績)

当四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比2,638億円減少して39兆6,523億円となりました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比6,657億円増加して７兆3,844億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比4,949億円減少して25兆5,575億円に、現金預け金は前連結会計年度末比4,093億円減少して１兆6,362億円になっております。

負債につきましては、債券貸借取引受入担保金が前連結会計年度末比2,159億円増加して2,566億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比4,449億円減少して31兆1,904億円に、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,854億円減少して１兆1,766億円となっております。

なお、定期預金は前連結会計年度末比2,189億円増加し12兆5,126億円となっております。

純資産の部につきましては、四半期純利益の計上などに伴い、前連結会計年度末比422億円増加して２兆5,669億円となりました。

なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した１株当たりの純資産は、△7,836円25銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は2,621億円になりました。内訳につきましては、貸出金利息や有価証券利息配当金を含む資金運用収益が1,736億円、信託報酬が64億円、役務取引等収益が407億円、その他業務収益が310億円等となっております。

経常費用は、2,385億円となりました。内訳では、資金調達費用が374億円、特定取引費用が192億円になりましたほか、営業経費が957億円等となっております。

特別利益につきましては、当社の子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益等により1,123億円に、特別損失につきましては５億円となりました。なお、法人税等調整額が483億円となっておりますが、これは東京本社ビルの売却に伴い、前連結会計年度に計上した繰延税金資産を取崩したことなどによるものであります。

以上の結果、連結経常利益は236億円に、連結四半期純利益は816億円になりました。また１株当たり四半期純利益は7,164円72銭となっております。

なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

また、当四半期連結会計期間は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前四半期連結会計期間との対比は行っておりません。（以下、各項において同様であります。）

① 国内・海外別収支

当第１四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,343億円、海外は28億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,361億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ64億円、△183億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では310億円、223億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	134,352	2,805	965	136,191
うち資金運用収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	172,642	3,394	2,401	173,635
うち資金調達費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	38,290	589	1,436	37,443
信託報酬	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	6,453	―	―	6,453
役務取引等収支	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	30,944	101	―	31,045
うち役務取引等収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	40,589	111	―	40,701
うち役務取引等費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	9,645	10	―	9,655
特定取引収支	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	△18,356	―	―	△18,356
うち特定取引収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	906	―	―	906
うち特定取引費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	19,263	―	―	19,263
その他業務収支	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	22,369	13	△1	22,385
うちその他業務収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	30,996	13	△1	31,011
うちその他業務費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	8,626	―	―	8,626

（注）１　「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

２　「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第１四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は407億円、役務取引等費用合計は96億円となり、役務取引等収支合計では310億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	40,589	111	―	40,701
うち預金・貸出業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	6,679	36	―	6,715
うち為替業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	9,735	72	―	9,807
うち信託関連業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	2,023	―	―	2,023
うち証券関連業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	6,981	―	―	6,981
うち代理業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	3,277	―	―	3,277
うち保護預り・貸金庫業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	945	0	―	945
うち保証業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	3,768	―	―	3,768
役務取引等費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	9,645	10	―	9,655
うち為替業務	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	2,252	―	―	2,252

（注）１　「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
　　２　「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第１四半期連結会計期間の特定取引収益は9億円、特定取引費用は192億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	906	―	―	906
うち商品有価証券収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	94	―	―	94
うち特定取引有価証券収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
うち特定金融派生商品収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
うちその他の特定取引収益	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	811	―	―	811
特定取引費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	19,263	―	―	19,263
うち商品有価証券費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引有価証券費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	365	―	―	365
うち特定金融派生商品費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	18,897	―	―	18,897
うちその他の特定取引費用	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	―	―	―	―

（注）１　「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

２　「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	31,157,427	33,006	―	31,190,433
うち流動性預金	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	17,773,968	19,330	―	17,793,298
うち定期性預金	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	12,498,965	13,675	―	12,512,641
うちその他	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	884,493	―	―	884,493
譲渡性預金	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	1,176,690	―	―	1,176,690
総合計	前第１四半期連結会計期間	―	―	―	―
	当第１四半期連結会計期間	32,334,117	33,006	―	32,367,123

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年６月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,507,471	100.00
製造業	2,601,915	10.20
農業	17,547	0.07
林業	1,404	0.00
漁業	7,839	0.03
鉱業	20,791	0.08
建設業	756,300	2.96
電気・ガス・熱供給・水道業	70,542	0.28
情報通信業	263,219	1.03
運輸業	590,764	2.32
卸売・小売業	2,504,116	9.82
金融・保険業	585,662	2.30
不動産業	2,635,926	10.33
各種サービス業	2,137,224	8.38
地方公共団体	802,513	3.15
その他	12,511,701	49.05
海外及び特別国際金融取引勘定分	50,084	100.00
政府等	―	―
金融機関	―	―
その他	50,084	100.00
合計	25,557,555	―

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成20年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,461,905	44.93

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)		前連結会計年度末 (平成20年３月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	122,589	0.34	126,327	0.34
有価証券	9,127,393	25.02	9,059,990	24.67
信託受益権	25,765,578	70.63	26,115,140	71.09
受託有価証券	327	0.00	327	0.00
金銭債権	365,753	1.00	374,501	1.02
有形固定資産	643,506	1.77	632,020	1.72
無形固定資産	3,568	0.01	4,165	0.01
その他債権	13,649	0.04	15,022	0.04
銀行勘定貸	391,372	1.07	367,996	1.00
現金預け金	44,632	0.12	38,043	0.11
合計	36,478,370	100.00	36,733,534	100.00

負債

科目	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)		前連結会計年度末 (平成20年３月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	16,254,313	44.56	16,025,426	43.63
年金信託	4,164,453	11.42	4,761,549	12.96
財産形成給付信託	1,283	0.00	1,272	0.00
投資信託	13,902,977	38.11	13,748,252	37.43
金銭信託以外の金銭の信託	146,936	0.40	171,894	0.47
有価証券の信託	495,679	1.36	523,695	1.43
金銭債権の信託	392,591	1.08	398,201	1.08
土地及びその定着物の信託	118,214	0.33	121,327	0.33
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,741	0.01	4,691	0.01
包括信託	997,177	2.73	977,222	2.66
合計	36,478,370	100.00	36,733,534	100.00

(注) １ 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

２ 合算対象の連結子会社

当第１四半期連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

前連結会計年度末 同上

３ 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	583	0.48
農業	―	―
林業	―	―
漁業	―	―
鉱業	―	―
建設業	465	0.38
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―
情報通信業	―	―
運輸業	316	0.26
卸売・小売業	597	0.49
金融・保険業	26,262	21.42
不動産業	4,511	3.68
各種サービス業	725	0.59
地方公共団体	―	―
その他	89,125	72.70
合計	122,589	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれています。

	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
住宅ローン	74,610	60.86

③　元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	当第１四半期連結会計期間末 （平成20年６月30日）		前連結会計年度末 （平成20年３月31日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
貸出金	122,460	27.01	126,144	29.03
有価証券	―	―	―	―
その他	330,846	72.99	308,320	70.97
資産計	453,306	100.00	434,464	100.00
元本	451,739	99.65	433,580	99.80
債権償却準備金	367	0.08	380	0.09
その他	1,199	0.27	504	0.11
負債計	453,306	100.00	434,464	100.00

（注）１　信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

２　リスク管理債権の状況

当第１四半期連結会計期間末　貸出金122,460百万円のうち、破綻先債権額は53百万円、延滞債権額は19,668百万円、３ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,942百万円であります。また、これらの債権額の合計額は23,664百万円であります。

前連結会計年度末　貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、３ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少などにより、1,383億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出などにより、4,517億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより453億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第１四半期連結累計期間の期首残高に比べ3,587億円減少して7,950億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第１四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社 りそな銀行	荻窪支店	東京都杉並区	店舗	－	705	平成20年4月
株式会社 埼玉りそな銀行	南浦和支店	さいたま市南区	店舗	－	1,662	平成20年6月

当第１四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡) ※	帳簿価額(百万円)				
株式会社 りそな銀行	東京本社 ビル	東京都 千代田区	売却	店舗・ 本部施設	5,032	56,267	1,861	36	58,166	1,693

※ 土地面積は、株式会社りそな銀行の持分のみであります。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第１四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	272,202
丙種優先株式	120,000
戊種優先株式	9,576
己種優先株式	80,000
第１種優先株式	2,750,000
第２種優先株式	2,817,808
第３種優先株式	2,750,000
第４種優先株式	100,000
第５種優先株式	100,000
第６種優先株式	100,000
第７種優先株式	100,000
第８種優先株式	100,000
第９種優先株式	100,000
計	82,399,586 （注）

（注） 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として当会社の発行可能株式総数は次のとおりになります。

当会社が発行することのできる株式の総数は、8,239,958,600株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
乙種優先株式	27,220,200株
丙種優先株式	12,000,000株
戊種優先株式	957,600株
己種優先株式	8,000,000株
第１種優先株式	275,000,000株
第２種優先株式	281,780,800株
第３種優先株式	275,000,000株
第４種優先株式	10,000,000株
第５種優先株式	10,000,000株
第６種優先株式	10,000,000株
第７種優先株式	10,000,000株
第８種優先株式	10,000,000株
第９種優先株式	10,000,000株

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)（平成20年６月30日）	提出日現在発行数(株)（平成20年８月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,399,576.917	同左（注）１	大阪証券取引所（市場第一部）東京証券取引所（市場第一部）	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	同左（注）１	―	(注)２、12
丙種第一回優先株式	120,000	同左（注）１	―	(注)３、13
戊種第一回優先株式	9,576	同左（注）１	―	(注)４、14
己種第一回優先株式	80,000	同左（注）１	―	(注)５、15
第１種第一回優先株式	2,750,000	同左（注）１	―	議決権あり(注)６、16
第２種第一回優先株式	2,817,807.861	同左（注）１	―	議決権あり(注)７、17
第３種第一回優先株式	2,750,000	同左	―	議決権あり(注)８、18
第４種優先株式	25,200	同左	―	(注)９、19
第５種優先株式	40,000	同左	―	(注)10、20
第９種優先株式	100,000	同左	―	(注)11、21
計	20,364,362.778	同左（注）１	―	―

（注）１　「提出日現在発行数」には、平成20年８月１日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

２　乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式１株につき6,360円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式１株につき乙種優先配当金の額の２分の１を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式１株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成21年３月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式１株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。

③　引換比率の修正

引換比率は、平成20年６月30日まで毎年６月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

$$修正後引換比率＝\frac{600,000円}{時価\times1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④　引換比率の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 取得条項

平成21年３月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年４月１日をもって、乙種優先株式１株の払込金相当額(600,000円)を平成21年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式１株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3　丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

①　丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式１株につき6,800円とする。

②　非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③　非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④　丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式１株につき丙種優先配当金の額の２分の１を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式１株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成27年３月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は199,200円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年１月１日までの毎年１月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年３月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年４月１日をもって、丙種優先株式１株の払込金相当額(500,000円)を平成27年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式１株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

① 戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先配当金の額は、戊種優先株式１株につき14,380円とする。

② 非累積条項
ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 非参加条項
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④ 戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式１株につき戊種優先配当金の額の２分の１を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式１株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権
① 取得を請求し得べき期間
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
② 引換価額
引換価額は359,700円とする。
③ 引換価額の修正
引換価額は、平成21年７月１日までの毎年７月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
④ 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月１日をもって、戊種優先株式１株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式１株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得
戊種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5　己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式１株につき18,500円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式１株につき己種優先配当金の額の２分の１を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式１株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は359,700円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年７月１日までの毎年７月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月１日をもって、己種優先株式１株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式１株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6　第１種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第１種優先配当金

① 第１種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第１種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第１種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第１種優先中間配当金を支払ったときは、当該第１種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第１種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％

配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。

ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第１種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第１種優先株主に対しては、第１種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第１種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第１種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第１種優先株式１株につき第１種優先配当金の額の２分の１を上限として、第１種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第１種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第１種優先株式１株につき200,000円を支払う。第１種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は175,300円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年８月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第１種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第１種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第１種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第１種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7　第２種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第２種優先配当金

① 第２種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第２種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第２種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第２種優先中間配当金を支払ったときは、当該第２種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第２種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％

配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。

ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第２種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第２種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第２種優先株主に対しては、第２種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第２種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第２種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第２種優先株式１株につき第２種優先配当金の額の２分の１を上限として、第２種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第２種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第２種優先株式１株につき200,000円を支払う。第２種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は187,200円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月１日以降毎年11月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が20,000円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第２種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第２種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第２種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第２種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8　第３種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第３種優先配当金

① 第３種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第３種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第３種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第３種優先中間配当金を支払ったときは、当該第３種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第３種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％

配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。

ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第３種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第３種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第３種優先株主に対しては、第３種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④　第３種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第３種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第３種優先株式１株につき第３種優先配当金の額の２分の１を上限として、第３種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第３種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第３種優先株式１株につき200,000円を支払う。第３種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権
①　取得を請求し得べき期間
平成22年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。
②　引換価額
当初引換価額は、平成22年７月１日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
③　引換価額の修正
当初引換価額は、平成23年５月１日以降毎年５月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
④　引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得
第３種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項
第３種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第３種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第３種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

9　第４種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第４種優先配当金
①　第４種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第４種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第４種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第４種優先中間配当金を支払ったときは、当該第４種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第４種優先配当金の額は、１株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金額2,500,000円に対し99,250円)とする。
②　非累積条項
ある事業年度において、第４種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第４種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③　非参加条項
第４種優先株主に対しては、第４種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④　第４種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第４種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第４種優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、第４種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第４種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第４種優先株式１株につき2,500,000円を支払う。第４種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得
第４種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(5) 取得条項
平成25年８月31日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第４種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第４種優先株式１株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第４種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第４種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第４種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項
第４種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第４種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において第４種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第４種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第４種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第４種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会
当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第４種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

10　第５種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第５種優先配当金
①　第５種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第５種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第５種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第５種優先中間配当金を支払ったときは、当該第５種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第５種優先配当金の額は、１株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.675％(払込金額2,500,000円に対し91,875円)とする。
ただし、平成20年３月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し54,622円とする。

②　非累積条項
ある事業年度において、第５種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第５種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③　非参加条項
第５種優先株主に対しては、第５種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④　第５種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第５種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第５種優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、第５種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第５種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第５種優先株式１株につき2,500,000円を支払う。第５種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4) 株主との合意による優先株式の取得
第５種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。
(5) 取得条項
平成26年８月28日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第５種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第５種優先株式１株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第５種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第５種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第５種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
(6) 議決権条項
第５種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第５種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において第５種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第５種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第５種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第５種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
(7) 種類株主総会
当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第５種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
11　第９種優先株式の内容は次のとおりであります。
(1) 第９種優先配当金
① 第９種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第９種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第９種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第９種優先中間配当金を支払ったときは、当該第９種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第９種優先配当金の額は、第９種優先株式１株につき32,550円とする。ただし、平成20年３月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。
② 非累積条項
ある事業年度において、第９種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第９種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 非参加条項
第９種優先株主に対しては、第９種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④ 第９種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第９種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第９種優先株式１株につき第９種優先配当金の額の２分の１を上限として、第９種優先中間配当金を支払う。
(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第９種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第９種優先株式１株につき3,500,000円を支払う。第９種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4) 取得請求権
① 取得を請求し得べき期間
平成20年６月５日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第９種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第９種優先株主の有する第９種優先株式を取得するのと引換えに、当該第９種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。第９種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第９種優先株主が取得を請求した第９種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第９種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第９種優先株主は、平成24年６月４日までは、ある四半期(各年の１月１日、４月１日、７月１日および10月１日に始まる各３ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第９種優先株主の有する第９種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第９種優先株主は、平成24年６月５日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第９種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当会社が存続会社とならない合併、(b)当会社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当会社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当会社の会社分割、または(c)当会社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当会社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当会社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当会社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第９種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当会社が第９種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の２日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当会社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第９種優先株式の全部または一部の取得

当会社は、(a)当該取得を行った後において当会社が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第９種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第９種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第９種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第９種優先株式を取得するのと引換えに、第９種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当会社が第９種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第９種優先株式を決定する。

② 取得事由

イ．会社法第168条第１項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ．に取得不能日として定める日を除く日とし、以下 「当初取得日」 という)が到来することをもって、当会社が第９種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第９種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第１項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ．に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」 という)が到来することをもって、当会社が当該第９種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当会社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第９種優先株式を有する第９種優先株主に対して第９種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ．上記イ．にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年６月４日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ．に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第９種優先株式１株を取得するのと引換えに、第９種優先株主に対して、第９種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第９種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」 とは、取得通知の発送の日以後５取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない５取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の４分の１未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」 という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」 とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティー・エクイティ・エーキューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」 という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

① 当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、次のとおりとする。

当初引換価額(332,465円)＝基準価格(289,100円)×1.15

基準価格は、平成19年４月26日に始まる連続する30取引日(ただし、計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記③に準じて調整される。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年６月５日、平成25年６月５日、平成26年６月５日および平成27年６月５日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」 という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」 は、基準価格に0.3を乗じて得た額(86,730円)とする(ただし、下記③により調整する)。

③ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第９種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第９種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会

当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第９種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として乙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式１株につき63円60銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式１株につき乙種優先配当金の額の２分の１を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式１株につき6,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成21年３月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。

引換比率＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率

③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年７月１日以降は修正しない。

④ 引換比率の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 取得条項

平成21年３月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年４月１日をもって、乙種優先株式１株の払込金相当額(6,000円)を平成21年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,000円を下回るときは、乙種優先株式１株の払込金相当額(6,000円)を1,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

13 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として丙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式１株につき68円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式１株につき丙種優先配当金の額の２分の１を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式１株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成27年３月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年１月１日までの毎年１月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年３月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年４月１日をもって、丙種優先株式１株の払込金相当額(5,000円)を平成27年４月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式１株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

14 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として戊種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 戊種優先配当金

① 戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先配当金の額は、戊種優先株式１株につき143円80銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式１株につき戊種優先配当金の額の２分の１を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式１株につき12,500円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成21年７月１日までの毎年７月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月１日をもって、戊種優先株式１株の払込金相当額(12,500円)を平成21年12月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、戊種優先株式１株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

戊種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

15 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として己種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式１株につき185円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式１株につき己種優先配当金の額の２分の１を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式１株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年７月１日までの毎年７月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月１日をもって、己種優先株式１株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月１日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式１株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

16 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第１種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第１種優先配当金

① 第１種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第１種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第１種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第１種優先中間配当金を支払ったときは、当該第１種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第１種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％

配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。

ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第１種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第１種優先株主に対しては、第１種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第１種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第１種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第１種優先株式１株につき第１種優先配当金の額の２分の１を上限として、第１種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第１種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第１種優先株式１株につき2,000円を支払う。第１種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第１種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年８月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第１種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第１種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第１種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第１種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第１種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

17　平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第２種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第２種優先配当金

① 第２種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第２種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第２種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第２種優先中間配当金を支払ったときは、当該第２種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第２種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％

配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。

ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第２種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第２種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第２種優先株主に対しては、第２種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第２種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第２種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第２種優先株式１株につき第２種優先配当金の額の２分の１を上限として、第２種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第２種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第２種優先株式１株につき2,000円を支払う。第２種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第２種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月１日以降毎年11月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第２種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得
第２種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項
第２種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第２種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第２種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

18 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第３種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第３種優先配当金

① 第３種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第３種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第３種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第３種優先中間配当金を支払ったときは、当該第３種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第３種優先配当金の額は、１株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(１年物)＋0.50％
配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。
ユーロ円LIBOR(１年物)は、平成16年４月１日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR１年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(１年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(１年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項
ある事業年度において、第３種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第３種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項
第３種優先株主に対しては、第３種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第３種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第３種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第３種優先株式１株につき第３種優先配当金の額の２分の１を上限として、第３種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第３種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第３種優先株式１株につき2,000円を支払う。第３種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成22年７月１日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年７月１日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第３種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年５月１日以降毎年５月１日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第３種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第３種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第３種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第３種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

19 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号) 施行日の前日であり、同日を効力発生日として第４種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第４種優先配当金

① 第４種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第４種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第４種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第４種優先中間配当金を支払ったときは、当該第４種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第４種優先配当金の額は、１株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%(払込金額25,000円に対し992円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第４種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第４種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第４種優先株主に対しては、第４種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第４種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第４種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第４種優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、第４種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第４種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第４種優先株式１株につき25,000円を支払う。第４種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第４種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年８月31日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第４種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第４種優先株式１株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第４種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第４種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第４種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第４種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第４種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において第４種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第４種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第４種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第４種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第４種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

20 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号) 施行日の前日であり、同日を効力発生日として第５種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第５種優先配当金

① 第５種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第５種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第５種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第５種優先中間配当金を支払ったときは、当該第５種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第５種優先配当金の額は、１株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675％(払込金額25,000円に対し918円75銭)とする。

ただし、平成21年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し546円22銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第５種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第５種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第５種優先株主に対しては、第５種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第５種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第５種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第５種優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、第５種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第５種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第５種優先株式１株につき25,000円を支払う。第５種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4) 株主との合意による優先株式の取得
第５種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。
(5) 取得条項
平成26年８月28日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第５種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第５種優先株式１株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第５種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第５種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第５種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
(6) 議決権条項
第５種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第５種優先株主は、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第３項の取締役会の決議において第５種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第５種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第５種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第５種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第２項および同法第460条第２項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
(7) 種類株主総会
当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第５種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

21 平成20年５月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各１株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年６月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第９種優先株式の内容は次のとおりになります。
(1) 第９種優先配当金
① 第９種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日現在の第９種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第９種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第９種優先中間配当金を支払ったときは、当該第９種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第９種優先配当金の額は、第９種優先株式１株につき325円50銭とする。ただし、平成21年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額35,000円に対し267円69銭とする。
② 非累積条項
ある事業年度において、第９種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第９種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 非参加条項
第９種優先株主に対しては、第９種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④ 第９種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年９月30日現在の第９種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第９種優先株式１株につき第９種優先配当金の額の２分の１を上限として、第９種優先中間配当金を支払う。
(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第９種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第９種優先株式１株につき35,000円を支払う。第９種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
(3) 優先順位
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式および第９種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年６月５日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第９種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第９種優先株主の有する第９種優先株式を取得するのと引換えに、当該第９種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。第９種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第９種優先株主が取得を請求した第９種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第９種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第９種優先株主は、平成24年６月４日までは、ある四半期(各年の１月１日、４月１日、７月１日および10月１日に始まる各３ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第９種優先株主の有する第９種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第９種優先株主は、平成24年６月５日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第９種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当会社が存続会社とならない合併、(b)当会社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当会社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当会社の会社分割、または(c)当会社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当会社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当会社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当会社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第９種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当会社が第９種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の２日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当会社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第９種優先株式の全部または一部の取得

当会社は、(a)当該取得を行った後において当会社が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第９種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第９種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第９種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第９種優先株式を取得するのと引換えに、第９種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当会社が第９種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第９種優先株式を決定する。

② 取得事由

イ．会社法第168条第１項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ．に取得不能日として定める日を除く日とし、以下 「当初取得日」 という)が到来することをもって、当会社が第９種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第９種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第１項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ．に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」 という)が到来することをもって、当会社が当該第９種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当会社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第９種優先株式を有する第９種優先株主に対して第９種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ．上記イ．にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(平成19年６月11日現在332,465円。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額)を100で除して得た額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年６月４日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ．に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第９種優先株式１株を取得するのと引換えに、第９種優先株主に対して、第９種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第９種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」 とは、取得通知の発送の日以後５取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない５取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の４分の１未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」 という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」 とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティー・エクイティ・エーキューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」 という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

① 引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第９種優先株式の引換価額を100で除して得た額とする。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年６月５日、平成25年６月５日、平成26年６月５日および平成27年６月５日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」 という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（計算除外日を除く）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」 は、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第９種優先株式の下限引換価額を100で除して得た額とする（ただし、下記③により調整する）。

③ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第９種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項および第３項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第９種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会

当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第９種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成20年６月30日	―	20,364	―	327,201	―	327,201

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

当第１四半期会計期間において、預金保険機構ほか３名から平成20年６月25日付で提出された大量保有(変更)報告書において、平成20年６月19日に預金保険機構が当社株式277,777株を処分した旨、および預金保険機構が平成20年６月19日現在で当社株式5,448,231株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合47.79%）を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成20年６月30日現在の実質所有株式数の確認ができておりません。

② 乙種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

③ 丙種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

④ 戊種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑤ 己種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑥ 第１種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑦ 第２種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑧　第３種第一回優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑨　第４種優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑩　第５種優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

⑪　第９種優先株式

当第１四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第一四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年３月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 272,202 丙種第一回優先株式 120,000 戊種第一回優先株式 9,576 己種第一回優先株式 80,000 第４種優先株式 25,200 第５種優先株式 40,000 第９種優先株式 100,000	―	各種類の株式の内容は「１　株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,388	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,377,159 第１種第一回優先株式 2,750,000 第２種第一回優先株式 2,817,807 第３種第一回優先株式 2,750,000	普通株式 11,377,159 第１種第一回優先株式 2,750,000 第２種第一回優先株式 2,817,807 第３種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「１　株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) １ (注) ２
端株	普通株式　18,029.917 第２種第一回優先株式 0.861	―	(注) ３
発行済株式総数	20,364,362.778	―	―
総株主の議決権	―	19,694,966	―

(注) １　上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1,462株(議決権1,462個)が含まれております。

２　株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ１株（議決権１個）及び５株(議決権５個)あります。
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

３　上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.153株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町２丁目２番１号	4,388	―	4,388	0.03
計	―	4,388	―	4,388	0.03

（注）１　このほか、株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ１株（議決権１個）及び５株(議決権５個)あります。
２　「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
３　なお、平成20年６月30日現在の当社保有の自己株式は4,821株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.04%）であります。

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

①　普通株式

月別	平成20年 ４月	５月	６月
最高(円)	205,000	204,000	197,000
最低(円)	165,000	173,000	160,000

（注）　最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

②　乙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

③　丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

④　戊種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑤　己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑥　第１種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑦　第２種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑧　第３種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。
また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑨　第４種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑩　第５種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑪　第９種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

（１）取締役の状況

① 新任取締役

該当ありません。

② 退任取締役

該当ありません。

（２）執行役の状況

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）	就任年月日
執行役	サービス改革部担当	喜　沢　弘　幸	昭和30年７月21日生	昭和53年４月 平成15年６月 平成15年８月 平成15年10月 平成17年６月 平成17年10月 平成18年４月 平成18年６月 平成19年３月 平成19年６月 平成20年６月 平成20年７月	大和銀行　入行 りそな銀行　事務部（東京）業務役 同　大手町営業部営業第三部長 同　執行役　ローン事業部担当 同　常務執行役員　ローン事業部長 同　常務執行役員　住宅ローンビジネス部長兼不動産ビジネス部担当 同　常務執行役員　住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当 同　専務執行役員　住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当 同　専務執行役員　コンプライアンス統括部担当 同　専務執行役員　コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当 同　取締役兼専務執行役員　コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当（現任） りそなホールディングス　執行役　サービス改革部担当（現任）	平成20年７月１日から平成21年６月開催予定の定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで	17	平成20年７月１日

（注）所有株式数には、７月の役員持株会における買付分は含まれておりません。
また、１株未満の保有分は記載しておりません。

② 退任執行役

該当ありません。

（３）役職の異動

該当ありません。

第５ 【経理の状況】

1　当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

2　当第１四半期連結累計期間(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第１四半期連結累計期間との対比は行っておりません。

3　当第１四半期連結累計期間(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)の四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,636,247	2,045,603
コールローン及び買入手形	1,608,660	1,644,268
債券貸借取引支払保証金	216,088	101,250
買入金銭債権	501,123	509,277
特定取引資産	590,142	445,962
有価証券	※2 7,384,435	※2 6,718,651
貸出金	※1 25,557,555	※1 26,052,461
外国為替	80,235	71,854
その他資産	955,357	1,051,340
有形固定資産	※3 331,430	※3 391,423
無形固定資産	33,747	33,664
繰延税金資産	326,813	371,871
支払承諾見返	951,520	969,346
貸倒引当金	△521,048	△490,803
資産の部合計	39,652,310	39,916,171
負債の部		
預金	31,190,433	31,635,428
譲渡性預金	1,176,690	1,362,130
コールマネー及び売渡手形	480,177	428,328
売現先勘定	27,946	16,976
債券貸借取引受入担保金	256,606	40,638
特定取引負債	104,974	139,328
借用金	745,537	684,186
外国為替	4,245	2,896
社債	952,894	892,130
信託勘定借	391,372	367,996
その他負債	739,849	767,862
賞与引当金	4,459	16,965
退職給付引当金	5,100	4,349
その他の引当金	21,914	20,454
特別法上の引当金	―	0
繰延税金負債	0	0
再評価に係る繰延税金負債	31,648	42,494
支払承諾	951,520	969,346
負債の部合計	37,085,371	37,391,514

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	673,756	673,764
利益剰余金	1,243,805	1,190,557
自己株式	△1,350	△1,280
株主資本合計	2,243,412	2,190,242
その他有価証券評価差額金	152,422	123,207
繰延ヘッジ損益	△13,304	18,308
土地再評価差額金	43,106	58,961
為替換算調整勘定	△3,076	△2,252
評価・換算差額等合計	179,148	198,225
少数株主持分	144,378	136,188
純資産の部合計	2,566,939	2,524,656
負債及び純資産の部合計	39,652,310	39,916,171

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年6月30日）
経常収益	262,167
資金運用収益	173,635
（うち貸出金利息）	142,449
（うち有価証券利息配当金）	14,968
信託報酬	6,453
役務取引等収益	40,701
特定取引収益	906
その他業務収益	31,011
その他経常収益	※1 9,458
経常費用	238,520
資金調達費用	37,443
（うち預金利息）	22,564
役務取引等費用	9,655
特定取引費用	19,263
その他業務費用	8,626
営業経費	95,756
その他経常費用	※2 67,775
経常利益	23,646
特別利益	※3 112,374
特別損失	590
税金等調整前四半期純利益	135,430
法人税、住民税及び事業税	4,365
法人税等調整額	48,376
少数株主利益	1,046
四半期純利益	81,642

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年6月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	135,430
減価償却費	4,022
貸倒引当金の増減（△）	30,245
資金運用収益	△173,635
資金調達費用	37,443
為替差損益（△は益）	△52,315
特定取引資産の純増（△）減	△183,982
特定取引負債の純増減（△）	△56,816
貸出金の純増（△）減	494,905
預金の純増減（△）	△444,994
譲渡性預金の純増減（△）	△185,440
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	59,294
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	50,649
コールローン等の純増（△）減	△71,076
コールマネー等の純増減（△）	278,786
信託勘定借の純増減（△）	23,375
資金運用による収入	166,332
資金調達による支出	△32,580
法人税等の支払額	△7,115
その他	65,823
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△8,545,380
有価証券の売却による収入	6,586,154
有価証券の償還による収入	1,349,376
有形固定資産の取得による支出	△1,393
有形固定資産の売却による収入	162,854
その他	△3,375
投資活動によるキャッシュ・フロー	△451,764
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000
配当金の支払額	△44,249
少数株主への配当金の支払額	△23
その他	△77
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,350
現金及び現金同等物に係る換算差額	57
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△358,706
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,744
現金及び現金同等物の四半期末残高	795,038

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）
会計処理基準に関する事項の変更	「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年５月17日）が平成20年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第１四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）
１　減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
２　税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
３　繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第１四半期連結会計期間末 （平成20年６月30日）	前連結会計年度末 （平成20年３月31日）
※１　貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額　27,726百万円 延滞債権額　421,704百万円 ３ヵ月以上延滞債権額　16,005百万円 貸出条件緩和債権額　210,673百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額　22,057百万円 延滞債権額　394,291百万円 ３ヵ月以上延滞債権額　8,147百万円 貸出条件緩和債権額　202,978百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※２　担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。 有価証券　4,982,889百万円	※２　担保に供している資産 有価証券　4,296,756百万円
※３　有形固定資産の減価償却累計額 206,728百万円	※３　有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円
４　一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託451,739百万円であります。	４　一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託433,580百万円であります。

（四半期連結損益計算書関係）

当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）
※１　「その他経常収益」には、株式等売却益7,042百万円を含んでおります。
※２　「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額44,083百万円、貸出金償却16,275百万円、株式等償却3,807百万円を含んでおります。
※３　「特別利益」には、固定資産処分益104,741百万円を含んでおります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	（単位：百万円）
平成20年６月30日現在	
現金預け金勘定	1,636,247
日本銀行以外への預け金	△841,209
現金及び現金同等物	795,038

（株主資本等関係）

1　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当第１四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	11,399
種類株式	
乙種第一回優先株式	272
丙種第一回優先株式	120
戊種第一回優先株式	9
己種第一回優先株式	80
第１種第一回優先株式	2,750
第２種第一回優先株式	2,817
第３種第一回優先株式	2,750
第４種優先株式	25
第５種優先株式	40
第９種優先株式	100
合計	20,364
自己株式	
普通株式	4
合計	4

2　配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年５月16日取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年３月31日	平成20年６月10日	利益剰余金
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回優先株式	816	6,800			
	戊種第一回優先株式	137	14,380			
	己種第一回優先株式	1,480	18,500			
	第１種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第２種第一回優先株式	7,224	2,564			
	第３種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第４種優先株式	2,501	99,250			
	第５種優先株式	2,184	54,622			
	第９種優先株式	2,676	26,769			

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

当第１四半期連結累計期間(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第１四半期連結会計期間末

※　四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

１　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年６月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30,086	30,192	105
地方債	207,098	208,240	1,141
合計	237,185	238,432	1,247

(注)　時価は、当第１四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２　その他有価証券で時価のあるもの(平成20年６月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	383,947	650,227	266,280
債券	5,655,424	5,602,315	△53,108
国債	4,764,909	4,714,527	△50,381
地方債	242,412	241,576	△835
社債	648,102	646,210	△1,891
その他	494,539	489,944	△4,594
合計	6,533,911	6,742,488	208,576

(注)　１　四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第１四半期連結会計期間末前１ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第１四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

２　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第１四半期連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当第１四半期連結会計期間における減損処理額は2,034百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50％以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30％以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

当第１四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成20年６月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	207,525	26	26
店頭	金利スワップ	19,405,575	25,443	25,024
	キャップ	133,915	△135	347
	フロアー	32,370	82	285
	スワップション	272,600	66	230
	合計	―	25,484	25,914

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年６月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,584,153	△6,348	14,909
	為替予約	1,536,708	20,625	20,625
	通貨オプション	2,711,511	17,732	30,873
	合計	―	32,009	66,408

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

（１株当たり情報）

１　１株当たり純資産額

		当第１四半期連結会計期間末 （平成20年6月30日）	前連結会計年度末 （平成20年3月31日）
１株当たり純資産額	円	△7,836.25	△13,711.01

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第１四半期連結会計期間末 （平成20年6月30日）	前連結会計年度末 （平成20年3月31日）
純資産の部の合計額	百万円	2,566,939	2,524,656
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,656,231	2,680,895
うち少数株主持分	百万円	144,378	136,188
うち優先株式	百万円	2,511,852	2,511,852
うち優先配当額	百万円	－	32,854
普通株式に係る四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の純資産額	百万円	△89,292	△156,239
１株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の普通株式の数	千株	11,394	11,395

２　１株当たり四半期純利益金額等

		当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額	円	7,164.72
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	円	3,699.98

（注）１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第１四半期連結累計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	81,642
普通株主に帰属しない金額	百万円	－
普通株式に係る四半期純利益	百万円	81,642
普通株式の四半期中平均株式数	千株	11,395
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	－
普通株式増加数	千株	10,670

（重要な後発事象）

該当ありません。

2 【その他】

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年５月16日取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年３月31日	平成20年６月10日	利益剰余金
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回優先株式	816	6,800			
	戊種第一回優先株式	137	14,380			
	己種第一回優先株式	1,480	18,500			
	第１種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第２種第一回優先株式	7,224	2,564			
	第３種第一回優先株式	7,051	2,564			
	第４種優先株式	2,501	99,250			
	第５種優先株式	2,184	54,622			
	第９種優先株式	2,676	26,769			

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年８月11日

株式会社　りそなホールディングス
取締役会　御中

監査法人　トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結累計期間(平成20年４月１日から平成20年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年８月14日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　檜 垣 誠 司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 （東京都千代田区大手町一丁目１番２号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第８期第１四半期(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。